

大阪府宅地建物取引業協会

中央支部 青鳩会 会則

大阪府宅地建物取引業協会 中央支部

大阪府宅地建物取引業協会 中央支部

青鳩会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この部会の名称は、中央支部青鳩会（以下「部会」）という。

(所属)

第2条 この部会は、大阪府宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）中央支部の広報企画推進委員会（以下「所属委員会」という。）に所属する。
この部会の事務所は、中央支部事務局（大阪府宅建会館4階）に置く。

(目的)

第3条 この部会は、部会員相互の親睦と連携を図り、次世代を担う部会員全員が同世代間の情報・発想・視点・技術等を共有し、且つ、部会員個々の資質の向上と次代を担う人材の育成に努めることによって、支部運営へその成果が反映され、将来にわたっての中央支部の継続的な活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この部会は、次の事業を行う。

- (1) 部会員相互の事業の連絡提携、情報交換
- (2) 各種講演会、研究会、見学会等の開催
- (3) その他、知識の向上及び社会貢献をはかるために必要な事業

第2章 会 員

(入会及び資格)

第5条 この部会の会員は、宅建協会中央支部に所属する正会員及び準会員並びにその事務所に従事する従業員のうちより年齢55歳以下の者で、この部会の趣旨に賛同した者をもって構成する。

2. この部会への入会希望者は、所定の手続きを経て一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会本部事務局（以下、「本部事務局」とする。）へ提出し、支部部会長の承認を得るものとする。

(退会)

第6条 部会員が退会しようとするときは、その旨の書面をもって本部事務局に届け出て退会することが出来る。

2. 部会員が次の各号のいずれかに該当したときは退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 満 55 歳に達した日が属する宅建協会の事業年度末日が到来したとき、ただし、55 歳に達した役員たる支部会員については、任期終了日が到来するまでを部会員とする。
- (3) 中央支部の会員資格を喪失したとき
- (4) 中央支部の会員の事業所に従事する従業員においては、その事業所を退社したとき

(退会処分)

第 7 条 部会員がこの部会の名誉を棄損し、この会則に反するような行為のあったときは、役員会で協議し、所属委員会の議決を以て退会させることが出来る。

(名簿)

第 8 条 支部事務局及び本部事務局は、青鳩会会員名簿を管理するため、会員情報について都度入力データ更新等の対応をするものとする。

第 3 章 役 員

(役員)

第 9 条 この部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 3 名以内
- (3) 委員 第 10 条 (1) の規定による

(役員を選任)

第 10 条 この部会の役員は、以下の定めによる。

- (1) 55 歳以下の、この部会の趣旨に賛同した支部評議員全員、及び評議員会の承認を得て選任された支部会員を、この部会の委員とする。
- (2) 部会長、副部会長は、委員のうちより互選により選任する。ただし、原則 50 歳以下とする。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期について毎年 4 月に行われる総会当日から翌々年の総会前日までの 2 年とする。ただし、補欠又は補充により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2. 役員は、任期満了後、再任を妨げない。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了のときも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第12条 部会長は、この部会を代表し統括する。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長の欠席の場合は、その責務を代理、代行する。
3. 部会長は、委員会の活動を統轄する。

第4章 役員会

(役員会の開催及び構成)

第13条 役員会は、部会長が招集することができる。

2. 役員会は、部会長、副部会長、委員で構成する。
3. 部会長は最低3カ月に1回、役員会を開催するものとする。

(役員会の議事)

第14条 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2. 役員会の議長は、部会長が務める。
3. 役員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 所属委員会構成員は、必要に応じ、この部会の会議に出席することができる。

第5章 事業及び会計年度

(経費)

第15条 この部会の経費は、所定の手続きを経て承認された所属委員会の予算をもって支弁する。

(事業及び会計年度)

第16条 この部会の事業及び会計年度は、支部規則に定める所属委員会の規定に準ずるものとする。

2. この部会は、所属委員会に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(他支部との連携)

第17条 役員会は他支部との連携を図り、事業の相互協力、交流を活発化することを目的に、行事等の企画、開催について取り組まなければならない。

附則

1. この会則の改廃は、評議員会の決議によりこれを定めることができる。

施行期日

1. この会則は令和4年4月1日から制定施行する。

制定施行日 令和 4年 4月 1日